

森林整備調査発注基準

平成23年12月1日適用

1 発注基準

森林整備調査の発注基準は、森林整備に係る入札参加者登録要領に基づき申請のあった、経営事項の審査結果の総合評点（経営状況、技術力、選木技術）により評価した総合評点160点以上を要件とします。

2 発注方法

森林整備調査の発注については、「森林整備一般競争入札実施要綱」（平成23年12月1日施行）に基づき行うものとし、地域要件は設定しないものとする。

森林整備調査業務の発注にあたっては、下記事項によることとする。

記

管理技術者及び照査技術者として、林業技士（林業経営部門）を配置すること。

管理技術者及び照査技術者は県発注の森林整備調査業務において、兼務できる委託業務件数は5件までとする。

管理技術者と照査技術者は、兼ねることはできない。

管理技術者は、打ち合わせ等には必ず出席すること。

（定義）

1. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、設計業務等委託契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
2. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で設計業務等委託契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
3. 「林業技士」とは、社団法人日本森林技術協会が認定し登録した者。